

平成30年 第3回下川町農業委員会総会 会議記録

| | | | | | | |
|-------|-------------------|------|----|------|-----|------|
| 会議年月日 | 平成30年3月26日（月） | | | | | |
| 会議の場所 | 下川町役場4階中会議室 | | | | | |
| 開 会 | 3月26日（月） 午後13時30分 | | | | | |
| 出席者 | 1番 | 小林良二 | 5番 | 伊藤隆 | 9番 | 鈴木和夫 |
| | 2番 | 林文男 | 6番 | 及川幸雄 | 10番 | 伊藤勇一 |
| | 3番 | 加集賢一 | 7番 | 三島卓 | 11番 | 武藤昭広 |
| | 4番 | 吉田公司 | 8番 | 藤原重人 | | |
| 説明者 | 事務局長 市田尚之 | | | | | |
| 職務のため | 主査 丹野重男 | | | | | |
| 出席した者 | | | | | | |
| 付議義件 | 別紙のとおり | | | | | |
| 会議の経過 | 別紙のとおり | | | | | |
| 閉 会 | 3月26日（月）午後2時55分 | | | | | |

平成30年3月26日

署名委員 伊藤 隆

署名委員 及川 幸雄

平成30年第3回農業委員会総会議事録

平成30年3月26日（月） 総会開始 13時30分

事務局 ただ今から、平成30年第3回下川町農業委員会総会を開会いたします。
はじめに、武藤会長よりご挨拶をお願いします。

武藤会長 みなさんご苦労様でございます。
最近は、雪も降らず雪解けのほうも進んでいます。
これからまた、高温になるという予報にもなっています。
今日は、案件が非常に多くなっています。
皆様のご審議のほどよろしくをお願いします。

事務局 本日、鈴木委員より欠席の通知が来ております。出席委員は11名中10名で、定足数に達してしておりますので、総会が成立しております。
それでは、下川町農業会議規則第5条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は、武藤会長にお願いいたします。

武藤会長 これより議事に入ります。
まず、日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名をおこないます。
下川町農業委員会会議規則第23条第2項に規程する議事録署名委員ですが、議長から指名させて頂くことにご異議ありませんか。

（異議なし）

武藤会長 それでは、議事録署名委員は、5番 伊藤隆委員 6番 及川委員にお願いいたします。
なお、会議書記には事務局の丹野氏を氏名いたします。
以上で日程第1を終わります。

武藤会長 日程第2 会期の決定であります。本日1日限りとしてよろしいですか。

（異議なし）

武藤会長 異議なしと認め、本日1日と致します。
事務局から報告いたします。

事務局 【諸般の報告】
1. 諸行事（第2回総会・2月26日以降）
3月7日～16日 第1回下川町議会定例会 武藤会長
3月26日 第3回農業委員会総会

武藤会長 以上で諸般の報告を終わります。

武藤会長 日程第4 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題に供します。
なお、本案は、下川町農業委員会 会議規則、第20条の議事参与制限の規定により、私が該当いたしますので、今後の議事進行を小林代理に交代いたします。

小林代理 事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 【議案第1号 議案書をもとに朗読】
・議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
農地法第3条の規定により、次のとおり農地の所有権の移転について議決を求める。
平成30年3月26日提出 下川町農業委員会会長 武藤昭広 記
1. 譲渡人 旭川市宮前1条3丁目3番15号 旭川財務事務所長 渡辺博明
2. 譲受人 上川郡下川町〇〇〇〇〇番地 〇 〇 〇 〇
3. 契約の種類 所有権
4. 土地の表示 別紙のとおり
5. 引き渡し時期 許可後
6. 申請の目的 国有地の払い下げのため

所有権を移転する土地の表示
下川町〇〇〇〇〇番地〇の1筆でございます。

小林代理 本案について質疑ありませんか。

(質疑なし)

小林代理 それでは、採決いたします。
議案第1号について、原案の通り賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

小林代理 全員賛成ですので、議案第1号は原案のとおり決定いたしました。
武藤会長の退席を解きます。
それでは、これからの議事進行を会長と交代いたします。

武藤会長 日程第5 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題に供します。
なお、議案第2号から議案第11号まで、議題名及び趣旨が同じでありますので、
一括提案させていただきます。
ご異議ありませんか。

(異議なし)

武藤会長 事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 【議案第2～11号 議案書をもとに朗読】
議案第2～11号 農地法第3条の規定による許可申請について
農地法第3条の規定により、次のとおり農地の所有権の移転について議決を求める。
平成30年3月26日提出 下川町農業委員会会長 武藤昭広 記
1. 譲渡人 旭川市宮前1条3丁目3番15号 旭川財務事務所長 渡辺博明
2. 譲受人 上川郡下川町〇〇〇〇〇番地 〇 〇 〇 〇

以下、別紙のとおり

武藤会長 本案について質疑ありませんか。

吉田委員 議案と農地法3条申請のA4用紙では、小数点以下の数字に違いがある。

事務局 法務局で全部事項証明書をもらっていて、10㎡以下のものは小数点第2まで入力しますが、10㎡以上の場合は小数点切捨てで表記をしています。

武藤会長 それでは採決いたします。
議案第2号から議案第11号について、一括して採決いたします。
原案の通り賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

武藤会長 全員賛成ですので、議案第2号から議案第11号は原案の通り決定いたしました。

武藤会長 日程第15 議案第12号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題に供します。
なお、議案第12号から議案第17号まで、議題名が同じでありますので、以降の議題名については、省略させていただきます。
事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 **【議案第12号 議案書をもとに朗読】**
議案第12号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について 農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、次のとおり農用地利用集積計画の決定について議決を求める。
平成30年3月26日提出 下川町農業委員会会長 武藤昭広
記

| | | | | | |
|-------------------|----------------|---------------------|---|---|---|
| 1. 利用権の設定を受ける者 | 上川郡下川町〇〇〇〇〇〇番地 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 |
| 2. 利用権の施亭をする者 | 上川郡下川町〇〇〇〇〇〇番地 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 |
| 3. 利用権の設定をする土地の表示 | 別紙のとおり | | | | |
| 4. 設定する利用権、内容等 | 種 類 | 賃借権 | | | |
| | 始 期 | 平成30年4月1日 | | | |
| | 終 期 | 平成35年3月31日 | | | |
| | 賃 借 料 | 280,000円 (8,000円/反) | | | |
| | 支払方法 | 口座振込 (北はるか農協下川支所) | | | |
| | 支払時期 | 毎年12月25日まで | | | |

利用権の設定をする土地の表示
下川町〇〇〇〇〇〇番地から下川町〇〇〇〇〇〇番地の計3筆でございます。

武藤会長 本案について質疑ありませんか。

(質疑なし)

武藤会長 それでは採決いたします。
議案第12号について原案の通り賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

武藤会長 全員賛成ですので、議案第12号は原案の通り決定いたしました。

武藤会長 日程第16 議案第13号を議題に供します。
なお、本案は下川町農業委員会会議規則第20条の議事参与制限の規定により、伊藤勇一委員が該当しますので、退席願います。
事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局

【議案第13号 議案書をもとに朗読】

議案第13号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について 農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、次のとおり農用地利用集積計画の決定について議決を求める。

平成30年3月26日提出 下川町農業委員会会長 武藤昭広 記

1. 利用権の設定を受ける者 上川郡○○○○○○○○番地 ○ ○ ○ ○
2. 利用権の設定をする者 上川郡○○○○○○○○番地 ○ ○ ○ ○
3. 利用権の設定をする土地の表示 別紙のとおり
4. 設定する利用権、内容等 種類 賃借権
始 期 平成30年5月1日
終 期 平成30年4月30日
賃 貸 料 134,154円 (3,000円/反)
支払方法 口座振込 (北はるか農協下川支所)
支払時期 毎年12月25日まで

利用権の設定を受けるもの

下川町○○○○○○番地から下川町○○○○○○番地○の計6筆になります。

武藤会長

本案について質疑ありませんか。

(質疑なし)

武藤会長

それでは採決いたします。
議案第13号について、原案の通り賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

武藤会長

全員賛成ですので、議案第13号は原案の通り決定いたしました。
伊藤勇一委員の退席を解きます。

武藤会長

日程第17 議案第14号を議題に供します。
事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局

【議案第14号 議案書をもとに朗読】

議案第14号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について 農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、次のとおり農用地利用集積計画の決定について議決を求める。

平成30年3月26日提出 下川町農業委員会会長 武藤昭広 記

1. 利用権の設定を受ける者 上川郡○○○○○○番地○ ○ ○ ○
2. 利用権の設定をする者 上川郡○○○○○○番地 ○ ○ ○ ○
3. 利用権の設定をする土地の表示 別紙のとおり
4. 設定する利用権、内容等 種類 賃借権
始 期 平成30年5月1日
終 期 平成32年4月30日
賃 貸 料 340,000円 (2,991円/反)
支払方法 口座振込 (北はるか農協下川支所)
支払時期 毎年12月25日まで

利用権の設定をする土地の表示

下川町上名寄3410番地1から下川町上名寄3415番地の計3筆でございます。

武藤会長 本案について質疑ありませんか。

(質疑なし)

武藤会長 それでは採決いたします。
議案第14号について、原案の通り賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

武藤会長 全員賛成ですので、議案第14号は原案の通り決定いたしました。

武藤会長 日程第18 議案第15号を議題に供します。
第20条の議事参与制限の規定により、私と伊藤勇一委員、伊藤隆委員該当いたしますので、今後の議事進行を小林代理に交代いたします。

小林代理 事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 【議案第15号 議案書をもとに朗読】
議案第15号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について 農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、次のとおり農用地利用集積計画の決定について議決を求める。

平成30年3月26日 下川町農業委員会会長 武藤昭広 記

1. 利用権の設定を受ける者 上川郡○○○○○○○○番地 ○ ○ ○ ○
2. 利用権の設定をする者 上川郡○○○○○○○○番地 ○ ○ ○ ○
3. 利用権の設定をする土地の表示 別紙のとおり
4. 設定する利用権、内容等 種 類 賃借権
始 期 平成30年5月1日
終 期 平成35年4月30日
賃 借 料 576,297円 (1,800円/反)
支払方法 口座振込 (北はるか農協下川支所)
支払時期 毎年12月25日まで

利用権の設定をする土地の表示

下川町二の橋737番地1の内から下川町二の橋864番地の計38筆になります。

武藤会長 本案について質疑ありませんか。

(質疑なし)

小林代理 それでは、採決いたします。
議案第15号について、原案の通り賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

小林代理 全員賛成ですので、議案第15号は原案の通り決定いたしました。
武藤会長、伊藤隆委員、伊藤勇一委員の退席を解きます。
それでは、これからの議事進行を会長と交代いたします。

武藤会長 日程第19 議案第16号を議題に供します。
事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局

【議案第16号 議案書をもとに朗読】

議案第16号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について 農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、次のとおり農用地利用集積計画の決定について議決を求める。

平成30年3月26日提出 下川町農業委員会会長 武藤昭広 記

1. 利用権の設定を受ける者 上川郡○○○○○○○○○○番地 ○ ○ ○ ○
2. 利用権の設定をする者 上川郡○○○○○○○○○○番地 ○ ○ ○ ○
3. 利用権の設定をする土地の表示 別紙のとおり
4. 設定する利用権、内容等
種 類 賃借権
始 期 平成30年4月1日
終 期 平成35年3月31日
賃 貸 料 143,600円 (1,000円/反)
支払方法 口座振込 (北はるか農協下川支所)
支払時期 毎年12月25日まで

利用権の設定をする土地の表示

下川町班溪679番地から下川町班溪1208番地の計18筆になります。

武藤会長

本案について質疑ありませんか。

(質疑なし)

武藤会長

それでは採決いたします。

議案第16号について、原案の通り賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

武藤会長

全員賛成ですので、議案第16号は原案の通り決定いたしました。

武藤会長

日程第20 議案第17号を議題に供します。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局

【議案第17号 議案書をもとに朗読】

議案第17号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について議決を求める。

平成30年3月26日提出 下川町農業委員会会長 武藤昭広 記

1. 利用権の設定を受ける者 東京都〇〇〇〇〇〇〇〇〇番地 〇 〇 〇 〇
2. 利用権の設定をする者 上川郡〇〇〇〇〇〇〇〇〇番地 〇 〇 〇 〇
3. 利用権の設定をする土地の表示 別紙のとおり
4. 設定する利用権、内容等
種類 賃借権
始 期 平成30年4月1日
終 期 平成33年3月31日
賃 貸 料 123,777円 (6,511円/反)
支払方法 口座振込 (北はるか農協下川支所)
支払時期 毎年12月25日まで

利用権の設定をする土地の表示

下川町上名寄1452番地から下川町上名寄1481番地までの計4筆となります。

武藤会長

本案について質疑ありませんか。

(質疑なし)

武藤会長

それでは採決いたします。

議案第17号について、原案の通り賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

武藤会長

全員賛成ですので、議案第17号は原案の通り決定いたしました。

武藤会長

日程第21 議案第18号 農用地利用配分計画に係る意見についてを議題に供します。
事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局

【議案第18号 議案書をもとに朗読】

議案第18号 農用地利用配分計画に係る意見について

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、次のとおり農用地利用配分計画について意見を付したく審議を求める。

平成30年3月26日提出 下川町農業委員会会長 武藤昭広 記

1. 権利の移転を受ける者 上川郡○○○○○○○○○○番地 ○ ○ ○ ○

2. 権利の移転をする者 上川郡○○○○○○○○○○番地 ○ ○ ○ ○

3. 移転する権利、内容等
種 類 賃借権
始 期 平成27年10月28日
終 期 平成37年8月26日
賃 貸 料 188,000円 (3,976円/反)
支払方法 口座振込 (北海道信連)
支払時期 毎年12月10日まで

4. 移転時期 平成30年5月14日

5. 移転の理由 経営移譲に伴い、農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画を移転するため

利用権の設定をする土地の表示

下川町上名寄1880番地1から下川町上名寄1996番地までの計7筆になります。

武藤会長

議案第18号について、原案の通り賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

武藤会長

全員賛成ですので、議案第18号は原案の通り決定いたしました。

武藤会長

以上で本日すべての日程を終わります。
次に4月の総会日を決めたいと思います。
(4/25 水)
次に事務局より何かありませんか。

(会長終了挨拶)